

第 2 5 期 第 3 4 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年 3 月 2 7 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 4 回定例農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 2 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 3 4 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	5 名
事 務 局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第 1 3 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	5 件
第 1 3 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく 農用地利用集積等促進計画について	7 件
第 1 3 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
第 1 3 7 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件

（報告）

第 5 6 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	1 件
第 5 7 号	農振法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	3 件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第34回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の総会開催にあたり議席番号●●番、●●委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第134号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	大平	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。こちらは報告第57号1番にもあげている農地です。これまで貸借していた農地を解約して、同じ方に売買するものとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

事務局から説明があったように、話す内容は同じなのですが、●●さんも高齢で、5年前から●●さんが借りてされておられます。園地にも行きましたが、きれいに管理されておりまして、作付けの内容は、施設のぶどうを半分と果樹を植えておりました。園地の周りも草刈りをして周りに迷惑を掛けないようにするほどの几帳面な方です。ので、大丈夫だと思いました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

田んぼで今はぶどうをしているのですか。

●● 農業委員

そうですね。以前から借りた方がぶどうを植えて、5年程作られています。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	市場	●●	さん
申請地	市場字●●	田	●●㎡
	他1筆	合計●●	㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	譲渡人の要望	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3

条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

この農地につきましては、以前から●●さん親子が耕作しておりました。●●さんは親戚にあたりまして、高齢ですのでそのまま名義を変更したいということで、贈与となりました。現在、お母さんが主体で野菜を作られておりまして、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局にて説明をお願いします。

3番

譲渡人	上唐川	●●	さん
譲受人	上唐川	●●	さん
申請地	上唐川字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この田んぼは、●●㎡で非常に狭く、●●さんは他にも大きく田をやっている、この●●㎡のためだけに草刈りをするのにトラクターも入らないので、耕作放棄をするということでした。それをたまたま隣で●●程作られています●●さんに、一緒にまとめて作って欲しくないかと話をしたところ、話がまとまり無償譲渡となりました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局にて説明をお願いします。

4番

貸渡人	米湊	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●㎡
借受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(借受人) 農業経営安定化 (貸渡人) 農地管理困難		
権利の種類	5年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、私の方から説明いたします。

●●さんは、現在もこの農地を借りてやっておられる状態で更新ということです。昨年までは、●●程作っておられましたが、年齢も●●歳ということもありまして、●●に減らしてやっておられますが、まだまだ5年間でしたら頑張れるということ

引き受けた次第でございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局にて説明をお願いします。

5番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字	●●	田 ●●㎡
	他3筆 合計	●●	㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

この土地に関しましては、3年程前から放棄地になっておられまして、畔草も耕作者の方に頼んでおりましたが、なかなかやってくれなくて、本人さんが時間をみて息子さんと一緒に畔草を刈っていた状況です。今まで貸していた方が昨年、急逝されて引き継いで娘さんが田んぼを耕作するかなと思っておりましたが、所有者の●●さんに対して今後耕作できないという連絡がありまして、探していたところ●●さんが手を挙げていただいて、この売買の契約が成立いたしました。●●さんにつきましては、

他にも田畑がありますが、全て耕作を依頼しているところです。

●●さんに関しましては、その付近でゴマを栽培しておりまして、実績もありますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

議案第135号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第7項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。農用地利用集積等促進計画（第10号）番号1～7について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第10号をご覧ください。1～2ページが所有者と機構との間の契約、3～4ページが機構と受手との間の契約となっております。各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いします。

今回の利用権設定の申し出の合計は、7件、14筆、25,821㎡。内訳としましては、有償の件数が5件、無償の件数が2件、となっております。

契約の期間については、10年以上の契約が6件、5年以上10年未満の契約が1件となっております。

担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、本計画案について、内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用となっているかについて、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

番号1～7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号１～７について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号１～７について、承認いたします。

議案第１３６号

農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号１

議案説明書は、３ページ、番号１、申請地説明図は、位置図が２～３ページ、現地写真は、４ページをご覧ください。

譲渡人は、本郡、●●さん。譲受人は、下唐川、株式会社●●、代表取締役、●●さん。申請地は、本郡字●●、田、●●㎡。転用目的は、露天駐車場、権利の種類等は、所有権の移転。

転用事由の詳細ですが、譲受人は●●業を営んでおり、申請地近隣に大型トラックの駐車場を有しているが、トラック乗り換えの為の社員用自家用車駐車場が無く、業務に支障をきたしていることから、必要面積が確保できる雑種地との一体利用が可能であり、位置的にも最適地である本申請地を社員用駐車場として利用したく本申請に至ったものであります。

申請地は、本郡地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第２種農地と判断されます。

また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号１について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

農業委員会からの説明のとおりですが、該当地は現在、大型トラックの駐車場として利用している場所と道路を挟んで近い場所にあります。申請者の方も最適な場所じゃないかということで探した結果、●●さんも了承されて、申請に至ったものと思わ

れます。現在は、畑として利用していますが、それほどはっきりした作物を植えて畑として収入を得るような事にはなっておりません。花等趣味程度で利用されていますので、農地として問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第137号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が5～6ページ、現地写真は、7ページをご覧ください。申出人は、松山市、●●株式会社、●●、●●さん。土地所有者は、下三谷、●●さん。松山市、●●株式会社。土地所在地は、下三谷字●●、畑、●●㎡(●●㎡のうち)、他2筆、計●●㎡。その他に、一体利用地として、山林1筆。計画変更内容は、送電鉄塔用地への転用を目的とした、農振・農用地区域からの除外です。

申出事由の詳細ですが、申出人は●●事業者であり、設備更新工事のため、申出地に送電鉄塔の設置を希望し、本申出に至ったものであります。

本事案は、農業振興地域の整備に関する法律、同施行令、同施行規則により、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設であり、電気事業法による一般送配電事業と認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断される。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

山の中の土地になりまして現地も確認しましたが、特に問題ございません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
それでは、報告事項に移ります。

報告第56号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので次のとおり報告します。

事務局

番号1

譲渡人は、米湊、●●さん。譲受人は、松山市、有限会社●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、畑、●●㎡。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権の移転によるものです。以上でございます。

報告第57号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告します。

事務局

1番

貸出人	大平	●●	さん
借受人	大平	●●	さん
届出地	大平●●	田	●●㎡
解約事由	双方合意		
権利の種類等	3条、賃借権設定		

2番

貸出人	松山市	●●	さん
借受人	市場	●●	さん
届出地	上野●●	田 ●●	m ²
	他2筆	合計●●	m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、使用貸借権設定		

3番

貸出人	下吾川	●●	さん
借受人	市場	●●	さん
届出地	上吾川●●	田 ●●	m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、賃借権設定		

議長

以上で、報告事項を終わります。それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

以上で、議案審議を終了いたします。

議長

それでは、次回は4月30日(木曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第34回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時21分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
